



こくほ

ぐんまの国保

2026
夏の号
No.54/7月号

特集
TOPICS

保健センター・子育て支援の一体化で 実現する「切れ目のない」支援

～伊勢崎市保健センター(くわまるプラザ)の取り組み～



CONTENTS

日本における外国人の 国民健康保険の状況

横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課
滞納整理指導員 川井 幸生 氏

アスリートに聞く、 毎日を支える 健康の秘訣

ザスパ群馬 神垣 陸 選手

こくほ随想 技術行政としての 公衆衛生行政と保健所の活用

公共財団法人日本建築衛生管理教育センター
理事長 宇都宮 啓 氏



群馬県国民健康保険団体連合会

CONTENTS

1



保健センター・子育て支援の一体化で実現する 「切れ目のない」支援

～伊勢崎市保健センター（くわまるプラザ）の取り組み～

4

「日本における外国人の国民健康保険の状況」

●横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課滞納整理指導員 川井 幸生 氏



6

「アスリートに聞く、毎日を支える健康の秘訣」

●ザスパ群馬 神垣 陸 選手

8

群馬県国保医療課のQ&A

9

こちら介護保険課です！【介護サービスの苦情申立】

10

令和7年度

第三者行為損害賠償求償事務共同処理損害賠償金保険者別一覧表

11

令和7年度特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

12

令和7年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

13

第37回国民健康保険

健康ポスターコンクール作品募集

14

国保連コーナー

◆ 資格確認書等に関する広報ポスターと
被保険者用パンフレットを作成しました！

◆ 群馬県国民健康保険団体連合会新規採用職員募集

16

こくほ随想

「技術行政としての公衆衛生行政と保健所の活用」

●公共財団法人日本建築衛生管理教育センター理事長 宇都宮 啓 氏



17

行事予定／編集後記

7月・8月・9月の主な行事予定

表紙写真

くわまるプラザ（伊勢崎市）
外観・3階 プレイルーム

保健センター・子育て支援の 一体化で実現する「切れ目のない」支援

～伊勢崎市保健センター(くわまるプラザ)の取り組み～

少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化に伴い、保健センターには従来以上に幅広い役割が求められています。一方で、施設の老朽化や機能分散により、十分なサービス提供が難しいという課題を抱える自治体も少なくありません。

そのような中、伊勢崎市では令和7年4月に保健センターと子育て支援機能を一体化した新施設「くわまるプラザ」を開設しました。建設の背景や具体的な取り組みについて、伊勢崎市くわまるプラザの笠原様にお話を伺いました。



建設の背景と目的

伊勢崎市旧保健センターは、老朽化が進み、維持管理費・修繕費の増加に加え、安全性やプライバシーへの配慮、ユニバーサルデザインへの対応など、多くの課題を抱えていました。また、市民ニーズの多様化により、従来の施設では十分な対応ができない状況となっていました。

こうした課題を解決するため、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の市民が安心して利用できる施設として、市内4施設を統合する形で新たな保健センターを整備しました。単なる建替えではなく、「質の高い保健サービス」と「切れ目のない子育て支援」という、保健センターとしての機能の再構築をしている点が特徴です。

施設コンセプトと特徴

くわまるプラザは、広く市民や有識者の方々の意見を反映して作られました。1階には「保健センター」「子育て支援」「情報発信の場」の3つの機能を“つむぎ縫い合わせる”場として「ソーイングホール」が設けられ、子育て世代だけでなく幅広い世代が利用できるように、読書や学習が可能なオープンスペースが設置されています。誰もが気軽に立ち寄れる環境とすることで、中心市街地の活性化にも一翼を担う施設となっています。



1階
オープンスペース

また、来所しやすさへの配慮として、施設内には子ども用トイレやユニバーサルシートが設置されているバリアフリートイレのほか、各階に授乳室やオムツ交換室を配置しています。



授乳室・
おむつ交換室



おむつの
自動販売機



授乳室ソファ

プレイルームを核とした子育て支援

「くわまるプラザ」の大きな特徴の一つが、3階に設けられたプレイルームです。プレイルームは、天候や季節に左右されずに子どもが安心して遊べる空間であり、体を動かすエリア、静かに遊ぶエリア、乳児向けエリアなど、年齢や発達段階に応じて区分されています。また、スタッフが常駐し、子どもの見守りや遊びのサポート、子育てに関する相談が可能です。遊びの場としてだけでなく、保護者も気軽に相談ができます。



プレイルームは生後6か月から小学生まで利用可能で、主に未就学児の利用が多いです。外で遊べない雨の日には特に重宝されています。天候の良い日には屋外デッキやインクルーシブ遊具※も活用され、子どもたちの多様な遊びの場となっています。

室内では、読み聞かせや音楽に合わせた体操、風船遊び、輪投げなどのイベントが定期的に行われており、保護者同士の交流の機会も生まれています。



※) 障害の有無、年齢、性別にかかわらず、すべての子どもが一緒に遊べるように設計された遊具。

健診・保健指導の受けやすさ向上

特定健診や各種検診の受診しやすさも配慮されています。検尿室の設置、検診バスとのスムーズな動線確保などにより、効率的な受診環境が整備されています。診察室や相談スペースは広々と確保し、プライバシーに配慮した設計となっています。

乳幼児健診スペースは土足禁止の全面カーペット貼りで、一方通行の動線が組まれた温かみのある空間となっており、子ども連れでも受診しやすい環境が整えられています。

保健センタースタッフは保健師40人、栄養士6

人、歯科衛生士2人、助産師1人、看護師1人、心理士1人と多職種の専門職が配置されており、事務8名の合計59名体制で業務が行われています。

健診スペースの機能が改善されたことで、準備などによる負担が軽減され、職員の業務効率も向上しています。

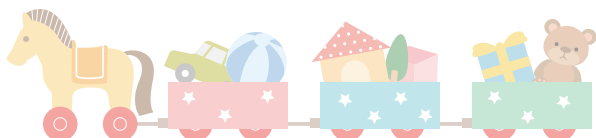


一体的運用による支援・関係機関との連携について

くわまるプラザ最大の特長は、保健センター機能と子育て支援機能を一体的に運用しているということです。これにより、一つの窓口で母子保健と児童福祉の両方の視点からタイムリーな支援を行うことができるようになりました。

例えば、プレイルームや託児室の利用者による相談などから支援が必要な家庭を把握し、保健センターの相談支援へとつなげるなど、日常的な利用の中で自然に支援につなげる仕組みが構築されています。

庁内外の関係機関との連携も積極的に行われています。こども家庭センターと連携し、要支援家庭への妊娠期からの一体的支援を実施するほか、生涯学習課と連携した出前講座への協力、ポスターによる健康情報の発信などを行っています。

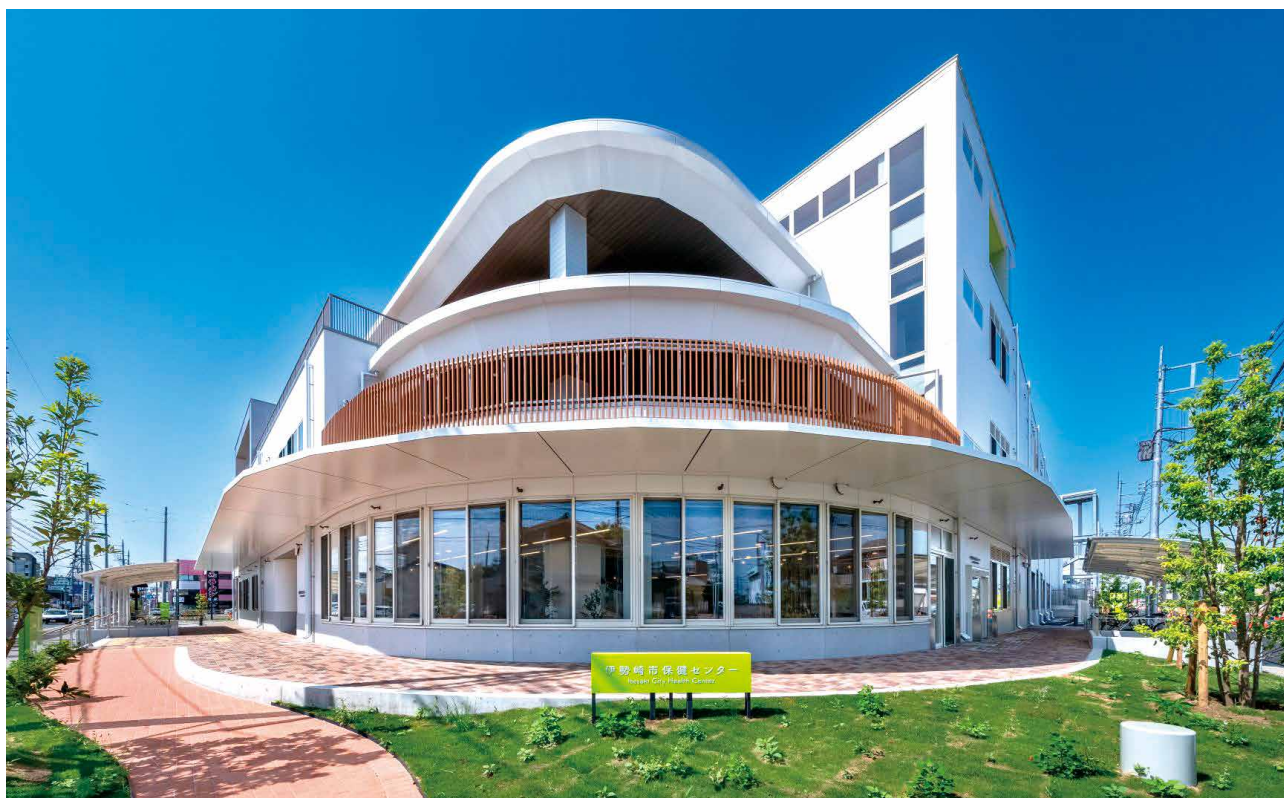


3階
おやこカウンター
(相談用スペース)

今後の展開について

今後の展開としては、健康づくり事業を核としながら、庁内関係部局や地域団体との連携をさらに強化し、イベントなどの充実を検討しています。

さらに人が集う施設となるよう、市民が気軽に立ち寄れる環境整備を進めていく予定です。



日本における外国人の 国民健康保険の状況

横浜市健康福祉局 生活福祉部
保険年金課 滞納整理指導員

川井 幸生



今月号は、日本国民の定義と外国人の在留資格について皆さんにお知らせし、次号以降はいわゆる外国人問題について、検証します。

我が国の国籍法は、「子は、次の場合には、日本国民とする。出生時に父又は母が日本国籍であるとき、出生前に死亡した父が死亡時に日本国民であったとき、日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、または国籍を有しないとき、日本国民である父又は母が認知した子で18歳未満のものは、日本国民とする。」と規定しています。

日本国民でない者は、帰化によって、日本国籍を取得することができると規定し、次の帰化の条件を備える外国人でなければ、帰化を許可することができないとされています。

1. 5年以上日本に住所を有する。
2. 18歳以上で本国法によって行為能力を有する。
3. 素行が善良であること。
4. 自己又は生計を一にする配偶者その他親族の資産技能によって生計を営むことができること。
5. 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
6. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張等をしたことがないこと。

前述のように、日本国民の要件は日本人の父若しくは母の子であることとされ、出生地主義でなく血統主義とされています。そのため外国人が日本国籍を取得するには帰化することが必要であり、帰化の条件は国籍法に規定されており、出入国在留管理庁の審査は、厳格です。

税についての出入国在留管理庁の審査においても、収入の調査として5年分の国税、県税、市税の課税証明の提出が求められ、収入が少なければ不許可となります。さらに、5年分の国税、県税、市税の納税証明の提出が求められます。

納税証明においては、1日でも納期を過ぎて納付した場合は、不許可とされます。

外国人の永住許可においても、前述の課税証明や納税証明の出入国在留管理庁への提出が義務付けられ、厳格な審査がなされます。

我が国に中長期間在留する外国人については、在留資格によって在留期間が定められ、上陸時に出入国在留管理庁の審査をクリアしないと入国を許可されません。在留期間の延長許可を受けるための在留更新の手続きの際に、税や国保の納税証明の提出を、出入国在留管理庁から求められます。

ら求められます。

以上が、日本国籍者と外国人の在留資格についての概略です。

次に、現在の外国人労働者受け入れの現状と今後の制度について解説します。

出入国在留管理庁の規定する在留資格には、永住者、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営管理、法律会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者があり、永住、5年、3年、2年、1年、3月の在留期間があります。

上記の在留資格の中で最も多いのが永住者で947,125人、技術・人文知識・国際業務475,790人、留学464,784人、技能実習456,618人、特定技能390,296人となっています。

我が国は、人手不足が深化する一方で、国際的な人材獲得競争も激化しています。これまでの技能実習制度では、制度目的と実態にかい離している（低賃金で長時間労働をさせていた）ことから人財育成、確保を目指す育成就労制度を創設し、特定技能制度と連続性を持たせ、就労しながらキャリアアップできる制度とし、長期にわたって日本の産業を支える人材確保を目指しています。

横浜は、江戸時代末期にアメリカ合衆国のペリーが黒船4隻で来航して、最初に上陸した港でありその後開港して西洋の近代文明を受け入れの窓口となり、横浜から日本全国に伝わっていきました。

現在の中区に外国人居留地が建設されその入り口の川に橋を架け関所をおいたことから、外人居留地は「関所の内」関内と呼ばれました、現在の中区関内地区です。

開港の頃、欧米人とともに交易の担い手や調理人として、来浜したのが、中国人です。埋め立てた土地に中国人の居住地を造成し、そこで交易や中華料理の店を多く出し、現在日本最大である中華街の基礎を築きました。

横浜は開港の前は、田んぼと浜辺しかありませんでしたが、開港後、港が整備され、鉄道、銀行、船会社、生糸の輸出会社と大きく発展し国内最大の貿易港となっています。

次に横浜市の外国人の状況について述べます。

横浜市の総人口372万人の内、外国人は11万5千人（総人口の約2.2%）です。中国が4万6千人（全体の30%）ベトナム、フィリピン、韓国が次いでいます。中区の人口の

11%を外国人が占めています。

次に横浜の国民健康保険の収納率及び外国人収納率の状況を記述します。

令和6年度決算では、現年度調定額は、785億6224万859円。収納額は、756億668万8269円。収納率は、96.24%（図1参照）。滞納繰越分調定額は、33億4876万6325円。収納額は、16億8318万9831円。収納率は、50.26%。現・滞総合調定額は、819億1100万7184円。収納額は、772億8987万8100円。収納率は、94.36%となっています。

現・滞総合収納率は、政令指定都市20市の中で第1位となっています。

横浜市の国民健康保険における外国人の加入状況については、国保加入世帯数は502,528世帯で、日本国籍加入世帯は469,800世帯で、外国人加入世帯数は、

32,728世帯で外国人世帯割合は6.5%です。

日本国籍の国保世帯数469,800世帯のうち、滞納世帯数は20,671世帯で、滞納割合は4.39%です。

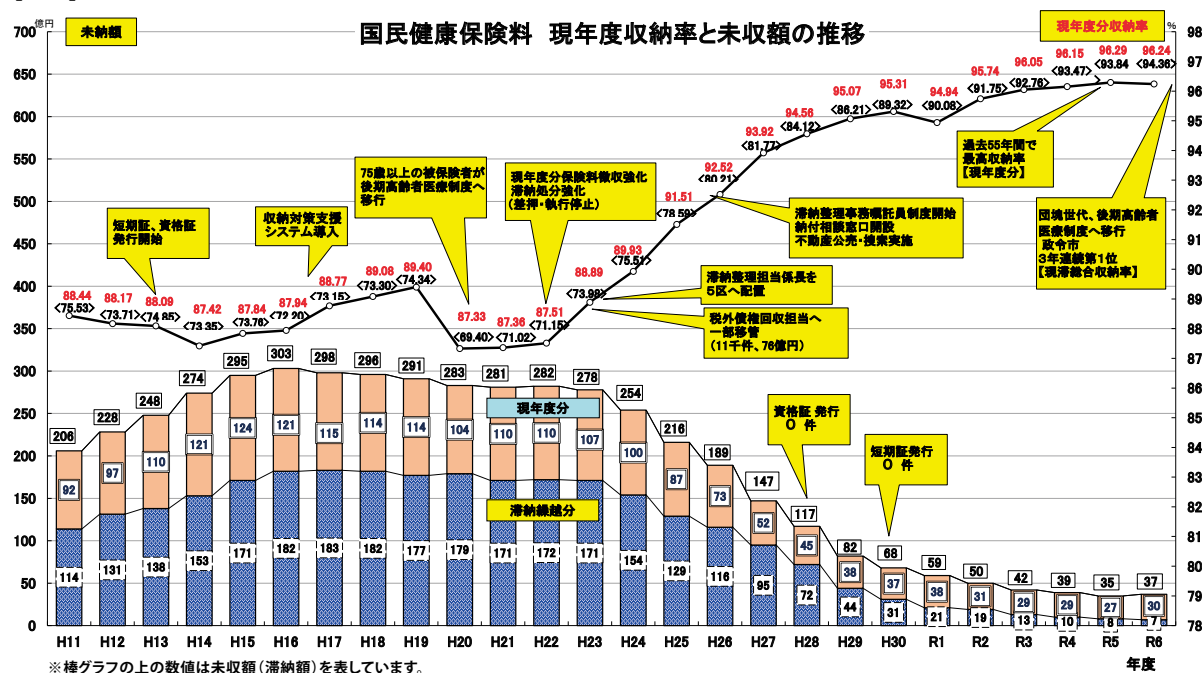
滞納世帯数32,728世帯のうち、外国人の滞納世帯数は3,929世帯で、全滞納者における外国人の滞納者が占める割合は7.7%です。

収納率は、日本国籍の国保加入者は、97.64%となっており外国人の国保加入者は、93.54%となっています。

国籍別の収納率では、アメリカ国籍者98.20%、日本国籍者97.64%、中国国籍者97.64%、韓国国籍者95.17%、ミャンマー91.10%が収納率の上位です。

今回は、外国人の在留資格の状況や横浜市の国民健康保険の収納率、外国人の状況について述べました。次号は横浜市の国民健康保険料滞納整理や外国人への滞納整理について述べます。

【図1】



川井 幸生氏 プロフィール

昭和59年4月 横浜市入庁 横浜市戸塚区福祉部保護課事務係
 昭和61年4月 横浜市戸塚区総務部納税課収納係
 平成 6年4月 横浜市神奈川区総務部納税課収納係
 平成10年4月 横浜市財政局主税部収納対策推進室
 平成13年4月 横浜市南区総務部納税課担当係長
 平成14年7月 横浜市財政局収納対策推進室特別滞納整理担当係長
 平成19年4月 横浜市行政運営調整局課長補佐
 平成22年4月 横浜市健康福祉局課長補佐
 平成26年4月 横浜市健康福祉局保険年金課担当課長
 平成27年3月 横浜市役所退職
 平成27年4月 横浜市健康福祉局保険年金課
 滞納整理支援担当係長(再任用)
 令和 2年4月 横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課
 滞納整理指導員(会計任用職員)

- 平成15年総務省自治大学校税務専門課程
徴収コースの設立に参加し以後研修講師
- 九州徴収フォーラム顧問
- NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク顧問

【研修講師歴】

北海道・秋田県・山形県・宮城県・新潟県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・静岡県・山梨県・長野県・岐阜県・三重県・滋賀県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県・高知県・愛媛県・福岡県・熊本県・宮崎県・大分県・長崎県・鹿児島県・沖縄県の研修講師歴任

アスリートに聞く

毎日を支える 健康の秘訣

明るく生きがいを持って暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。本コーナーでは、プロのサッカー選手へのインタビューを通じて、日常に取り入れやすい健康管理のヒントを探ります。



ザスパ群馬

かみ がき りく
神垣 陸 選手

1998年7月14日生まれ
178cm 65kg
群馬県前橋市出身

Q1：普段医療機関にはどのくらいの頻度でかかりますか？

A1：普段はあまりかかりませんが、年を重ねるにつれ喉などが弱くなってきているので、数か月に1回は受診していると思います。

Q2：医師やトレーナーとの連携で大切にされていることはありますか？

A2：選手である以上、大きなケガはしたくないというのが大前提ですので、少しでも体に違和感・張り感があるときはすぐにトレーナーに報告し、どう進めるか話し合っています。チームに医師もいますが、連携はトレーナーとの方が多いです。

Q3：ハードスケジュールでも体調を崩さない秘訣を教えてください。

A3：しっかり寝ること。連戦が続くと疲労が溜まってくるので、忙しくても7～8時間は睡眠時間を確保しています。あと栄養ある食事をたくさん摂ることも大事だと思います。



Q4：食生活で心掛けていることや、暑さを乗り切るための食事法などがあれば教えてください。

A4：3食しっかりバランスの良い食事を摂ること。夏場は特に汗をかくので水分をしっかりとるよう意識しています。1日2リットル飲んだ方がいいという話を聞いているので、2リットルは飲むように意識しています。また、スポーツドリンクではなく水を飲むようにしています。

Q5：現役をずっと続けていくために意識していることを教えてください。

A5：まだ6年目ですが、ここまで大きなケガをすることなく来れていて、ケガをしない体づくりを意識しています。ちょっとでも違和感があったらトレーナーと話をしてケアに時間を使うとか、そういうことは大事なのかなと思っています。

Q6：ケガ予防のため日常生活で気を付けていることはありますか？

A6：日常生活だと、家でお風呂上りにストレッチをしたりとか。練習が終わってトレーナーに見てもらう上に、自分で気になるところはほぐすというのを日頃からやっています。ストレッチ内容は、シンプルに全体的に伸ばしたりとか、足を伸ばすやつです。トレーナーに言われる場合もありますが、日常的なものは自発的にしています。

Q7：健康診断や体のチェック、体の異変に早めに気付くことの大切さについてどう思いますか？

A7：軽い段階で体の異変を放置してしまうと、自覚がないまま体の中で症状が進行してしまうと思います。先ほども言いましたが、喉に異変を感じれば悪化

する前に受診していますし、もし放置して熱が出たらそれこそ練習には出られないので。体が資本なのでそこは大前提です。

ちなみに、健康診断はチームではないですが、シーズン始まる前と後に、次のシーズンに向けたメディカルチェックというのがあって、いろいろ診てもらっています。サッカー選手は心肺機能が強く、スポーツ選手は突然死の問題もあるので、一般的な健診や生活習慣病検診とは違う項目を細かく検査することがあります。

Q8：健康維持のために行っている習慣、気を付けていること、ルーティンがありますか？

A8：R-1を飲むことです。僕はR-1信者なので、あれを飲んでおけば大丈夫だと思っています（笑）。効果があるのかどうかは分かりませんが、摂って悪いものじゃないと思うので、ほぼ毎日飲んでます。僕は風邪を引きやすいのですが、健康を維持するためのものですし、飲んでいなかったら風邪を引いたときにもっと体調を崩していたかもしれません。

—ルーティンなので、飲んでいるということで気持ちの面でも安定している可能性もありますよね。

そうですね。信者なんで。

Q9：練習時や普段の生活など、熱中症にならない対策はしていますか？

A9：去年の群馬は40度くらいあるなかで、ほとんどの選手が熱中症気味になりながらやっていたと聞きました。だから水をこまめに摂るとか。喉が乾いてなくても、ちょっと口に含まだけでも違います。

とにかく水分が大事です。



—熱中症になったことはありますか？

記憶にはないです。ですが、暑くてやばいみたいなことはしょっちゅうあります。

Q10：質問に答えていただきありがとうございます。最後に、群馬県前橋市のご出身とのことですが、前橋市のいいところを教えてください。

A10：前橋市は地元なので僕にとって居心地のいい場所でもあり、ほどよく田舎で、人もあたたかいですし、落ち着く場所だなんて思いながら過ごしています。15歳から離れていて、久々に戻ってきたところなのですが、前橋は都会だけど程よく田舎というか…住みやすいです。それと車社会なので運転が上手くなりそうですね。

—神垣選手、貴重なお話をありがとうございました。これからもご活躍楽しみにしています。

試合情報

2026/27明治安田J3リーグが8月に開幕!

第2節 8/15(土) 19:00 kickoff

ガスパ群馬 vs SC相模原
@正田醤油スタジアム群馬

第3節 8/22(土) 19:00 kickoff

ガスパ群馬 vs レイラック滋賀FC
@正田醤油スタジアム群馬

第5節 9/5(土) 19:00 kickoff

ガスパ群馬 vs 福島ユナイテッドFC
@正田醤油スタジアム群馬

第7節 9/19(土) 19:00 kickoff

ガスパ群馬 vs 高知ユナイテッドSC
@正田醤油スタジアム群馬

第8節 9/26(土) 17:00 kickoff

ガスパ群馬 vs ロアッソ熊本
@正田醤油スタジアム群馬



群馬県国保医療課の



Q

中長期在留の国保資格について

中長期在留資格を有し国保に加入している外国人について、在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなったため、住民票が職権消除されました。この場合、国保の資格を喪失するのでしょうか。

A

都道府県の区域内に住所を有しない者は、原則として国保の適用除外となりますが、在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなった場合は、住民票が職権消除されても、適法な在留資格を有する者で既に国保の資格を有している者である場合は、引き続き国保の被保険者となります。（国民健康保険法施行規則第1条第1号の括弧書き）

なお、資格確認書の有効期限は、在留期間満了日等に留意しつつ、個々の実態に即して保険者で判断いただくことになります。

Q

臓器移植に伴う医師の派遣費用支給について

臓器移植に伴う医師の派遣費用については、どのように支給するのが適切でしょうか。また、その算定方法についても教えてください。

A

臓器の採取を行う医師の派遣に要した費用や、臓器を搬送した場合における搬送に要した費用については、療養費として支給します。また、その費用については、移送費における交通費の算定方法（最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用）により算定します。

なお、医師・看護師の宿泊費や食費等については、療養費の支給対象になりません。

【参考資料】

- ・「臓器移植に係る療養費及び移送費の取扱いに係るQ&Aの送付について」（平成29年12月22日付 厚生労働省保険局保険課等 事務連絡）

※実際に保険者から照会のあったものについて、一部加工し掲載しています。

国保医療課からのお願い

当課へのご質問につきましては、質問内容や状況を正確に把握し、より的確にお答えするため、原則としてメールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

介護 保険

介護サービスの苦情申立

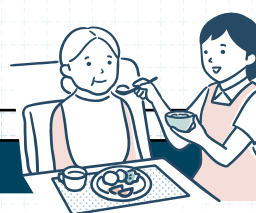
国保連合会の苦情・相談窓口にお問い合わせのありました介護サービスの苦情申立事例を紹介いたします。

介護支援専門員に求められる役割の重要性



施設利用者家族からの相談内容

母親は、住宅型有料老人ホームに入居していた。その際に居宅介護支援事業所と契約を結び、通所介護や訪問介護を利用していた。比較的落ち着いた生活を送っていたが、体調が悪化し病院へ入院となった。状態は落ち着いたが、退院後も医療処置が必要なため、以前に入居していた住宅型有料老人ホームへは戻れなくなり、別の施設を探すことになった。そこで担当だった居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、施設探しの相談をしたのに事前の連絡も次の介護支援専門員への引継ぎもなく、突然担当を辞められた。そのため、母親が入る次の施設探しや移りがスムーズにいかず、ようやく移れた新しい施設への入所時には体力が落ち、食事も介助が必要になっていて、明らかに生活の質が落ち、介護サービス利用者である母親が不利益を被った。



調査結果

■ 事業所の見解

入院した際に、家族に了解をいただき、入院時情報提供書を病院へ提出した。家族には電話で別の施設へ入所した場合、介護支援専門員が変更になることを伝えた。次の入所先の相談員には病院ではなく看護師が常駐している施設で生活させたいという家族の意向も電話で伝えた。

次の施設探しは本人の状態を見極めた中で、入所先の相談員と家族との話し合いで決めるのが通常だと思われる。担当を離れた居宅介護支援専門員としては口をはさむことは難しい状況である。

■ 国保連合会での確認結果

家族からの連絡で病院から次の施設へ移る予定であることを居宅介護支援事業所が知ってから次の施設への入所までの期間が短かったため、介護支援専門員から家族に居宅介護支援の終了を伝える機会を逃してしまった。介護支援専門員の交代を伝えたのは、次の施設入所当日に家族から電話があった時だった。

この間、居宅介護支援事業所では看護師がいる施設の空き状況を確認していたが、直接家族には伝えず、本人が入院中のため、病院と家族の話し合いで施設を決めてもらおうと病院と連絡をとっていた。

しかし、すぐに別の施設に移ることとなったため、それは不調に終わっていた。

事業所への指導及び助言

- 施設入所により、居宅介護支援が自動的に終了することになっていたとしても、居宅介護支援に係わる契約書で定められた該当条項の意味内容について、時期を逸せず利用者等に理解できるように丁寧に説明すること。
- 介護保険サービスの提供に当たっては、利用者、家族の状況等を把握し信頼関係を築くことが大切です。そのため今後も利用者、家族の心情を理解し、サービス提供に当たっては納得が得られるよう説明を行うとともに、関係機関との連携を一層密にすること。
- 高齢者や家族が抱える課題は複雑化しており、介護支援専門員には多様な対応が求められるとともに、その役割の重要性は増しています。今後も引き続き利用者、家族や介護保険サービス事業者との連絡を密にし、適切なサービスの提供に努めてください。

なお、今回の苦情事例は、実際の苦情案件を参考としておりますが、実際の案件と本文とは直接関係ありません。

群馬県国保連合会の 介護保険サービス **苦情・相談窓口** （事業者に謝罪を求めることや損害賠償を請求することなどの内容は扱えません）

窓口専用
電話番号

027-290-1323

〈受付時間〉

9:00～16:30

12:00～13:00を除く

土・日・祝日を除く

令和7年度第三者行為損害賠償求償事務 共同処理損害賠償金保険者別一覧表

この事業は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び市町村福祉医療費の支給に関する条例に規定する第三者行為に係る損害賠償請求権の行使事務を、国保連合会が保険者等から委託を受けて共同処理するために必要な事項を定め、損害賠償求償事務を円滑に処理することを目的として行っています。

令和7年度の損害賠償求償事務の収納金額については、約4億5,030万円です。

今年度につきましても、保険者等と連携を強化し医療費適正化に向け取り組んでまいります。

(単位:円)

保険者名	国 保	後 期	福 祉	介 護	合 計	前年度比
前 橋 市	6,336,107		176,353	4,313,443	10,825,903	77%
高 崎 市	19,705,092		88,966	2,242,123	22,036,181	67%
桐 生 市	10,709,793		164,924	2,069,216	12,943,933	267%
伊 勢 崎 市	4,096,104		71,619	6,324,198	10,491,921	104%
太 田 市	4,483,210		710,698	0	5,193,908	50%
沼 田 市	5,781,826		1,867,219	0	7,649,045	1797%
館 林 市	2,316,659		60,754	2,417,079	4,794,492	119%
渋 川 市	232,924		20,116	0	253,040	4%
藤 岡 市	962,656		734	0	963,390	427%
富 岡 市	13,765,249		16,519	21,455	13,803,223	387%
安 中 市	3,348,480		9,924	1,507,608	4,866,012	418%
み ど り 市	266,507		46,440	0	312,947	5%
榛 東 村	149,240		0	0	149,240	161%
吉 岡 町	590,605		22,647	0	613,252	101%
神 流 町	0		0	85,928	85,928	-
上 野 村	0		0	0	0	-
下 仁 田 町	1,653,473		0	3,007,159	4,660,632	-
南 牧 村	0		0	0	0	-
甘 楽 町	2,520,274		4,227	0	2,524,501	2915%
中 之 条 町	1,516,523		0	0	1,516,523	26%
長 野 原 町	0		0	0	0	-
嬬 恋 村	507,297		0	0	507,297	5667%
草 津 町	191,077		0	0	191,077	11%
高 山 村	908,212		0	0	908,212	-
東 吾 妻 町	8,577,581		0	0	8,577,581	1372%
片 品 村	32,785		0	0	32,785	304%
川 場 村	0		0	0	0	-
昭 和 村	499,353		0	0	499,353	-
みなかみ町	6,855		0	0	6,855	0.4%
玉 村 町	175,324		0	0	175,324	5%
板 倉 町	576,511		0	0	576,511	-
明 和 町	1,495,946		0	0	1,495,946	12721%
千 代 田 町	1,939,363		0	0	1,939,363	169%
大 泉 町	7,523,887		86,487	0	7,610,374	1151%
邑 楽 町	9,052,002		416,924	0	9,468,926	116%
医師国保	12,376		0	0	12,376	42%
歯科国保	0		0	0	0	-
広 域 連 合		253,614,453	0	0	314,609,715	124%
	109,933,291	253,614,453	3,764,551	21,988,209	450,295,766	121%

令和7年度 特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

特定健診等データ管理システムにて費用決済処理を行った各処理月毎（受託分・委託分を含む）の健診等費用支払額の状況です。

令和7年度の特定健診等受診料については、費用決済受託保険者が増えたことや特定健診単価が見直された影響などから、昨年度と比べて支払額が増加しています。

特定保健指導料については、昨年度より支払額が若干増加しています。前年度比は各月で変動がありますが、年度の後半にかけて支払が増加する傾向は昨年度と同様です。

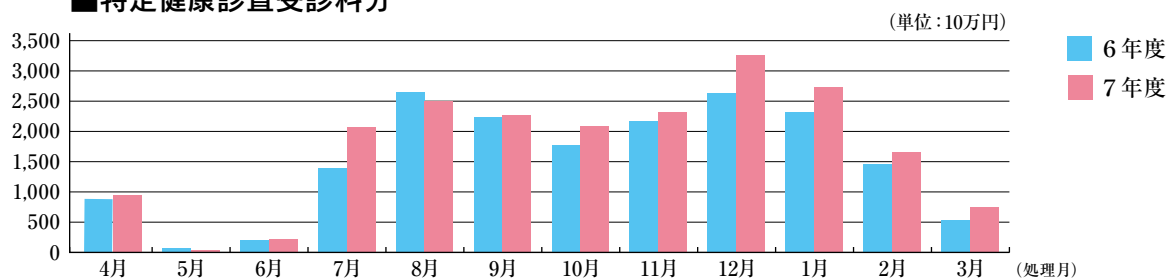
令和7年度 特定健診等支払額及び前年対比

区分 処理月	特定健康診査等受診料分			特定保健指導料分		
	令和6年度 (単位:円)	令和7年度 (単位:円)	前年比	令和6年度 (単位:円)	令和7年度 (単位:円)	前年比
4	86,754,843	93,737,381	108.0%	998,302	1,075,809	107.8%
5	4,058,827	2,538,557	62.5%	444,251	989,628	222.8%
6	17,721,194	18,665,385	105.3%	945,110	551,175	58.3%
7	139,169,604	205,564,413	147.7%	284,374	559,590	196.8%
8	264,336,459	252,275,991	95.4%	1,122,971	469,969	41.9%
9	222,957,358	226,232,721	101.5%	1,050,742	1,162,562	110.6%
10	176,371,215	208,243,716	118.1%	1,666,464	1,392,511	83.6%
11	216,043,705	231,073,618	107.0%	1,439,059	1,892,898	131.5%
12	263,268,361	326,051,061	123.8%	1,343,035	1,327,763	98.9%
1	232,408,195	272,697,417	117.3%	2,457,584	2,143,842	87.2%
2	146,485,219	166,163,732	113.4%	1,958,572	2,008,419	102.5%
3	50,106,867	73,940,688	147.6%	1,943,065	2,663,689	137.1%
計	1,819,681,847	2,077,184,680	114.2%	15,653,529	16,237,855	103.7%

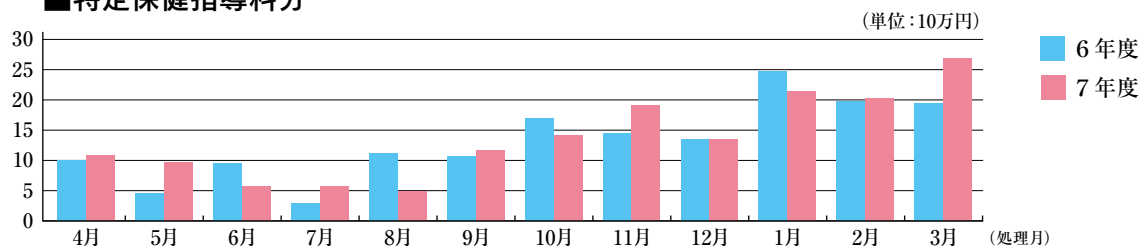
※特定健診等データ管理システム費用決済分（受託分・委託分を含む）

※特定健康診査等受診料分には、75歳以上の後期高齢者に対する健診分が含まれています。

■特定健康診査受診料分



■特定保健指導料分



令和7年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

ジェネリック医薬品差額通知書の発行対象になった被保険者が、令和7年度にジェネリック医薬品に切替えた実績（保険者負担額）及びジェネリック医薬品使用割合（数量シェア）について、保険者ごとに国保総合システムで集計しました。



1. 国保（一般）

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医 科	調 剤	全 体
前 橋 市	1,502	6,016,151	83.8%	92.3%	89.8%
高 崎 市	1,721	6,218,070	84.8%	92.4%	89.9%
桐 生 市	675	1,996,412	73.6%	91.5%	88.5%
伊 勢 崎 市	885	3,379,771	84.3%	93.0%	91.0%
太 田 市	951	3,120,499	77.9%	92.1%	90.0%
沼 田 市	294	612,468	88.9%	92.8%	91.3%
館 林 市	417	1,297,164	58.1%	91.2%	86.1%
渋 川 市	366	1,522,879	86.1%	91.9%	89.9%
藤 岡 市	268	1,504,630	88.9%	91.9%	91.3%
富 岡 市	228	953,871	88.7%	93.7%	92.3%
安 中 市	455	1,306,263	78.6%	92.2%	87.7%
み ど り 市	250	858,530	80.1%	92.9%	90.7%
榛 東 村	77	207,469	83.5%	93.9%	90.9%
吉 岡 町	116	394,117	81.1%	92.3%	89.1%
神 流 町	7	18,446	83.2%	92.9%	90.8%
上 野 村	8	16,062	79.5%	93.7%	87.8%
下 仁 田 町	47	310,750	81.6%	94.0%	92.4%
南 牧 村	11	240,519	78.5%	95.3%	92.3%
甘 楽 町	75	304,055	90.6%	94.1%	93.2%
中 之 条 町	55	182,428	85.3%	91.9%	89.0%
長 野 原 町	20	43,090	74.6%	91.6%	87.5%
嬬 恋 村	59	133,722	89.8%	92.5%	91.8%
草 津 町	23	142,272	88.8%	92.4%	90.9%
高 山 村	17	45,123	89.9%	95.7%	92.8%
東 吾 妻 町	58	182,903	87.5%	93.3%	90.8%
片 品 村	36	99,445	91.8%	93.8%	93.1%
川 場 村	25	65,436	82.7%	93.7%	88.6%
昭 和 村	47	109,368	90.0%	93.1%	91.8%
み な か み 町	137	302,622	88.4%	94.1%	91.8%
玉 村 町	142	584,313	86.9%	93.4%	91.8%
板 倉 町	98	483,897	60.4%	92.6%	88.4%
明 和 町	64	166,915	69.8%	92.1%	87.8%
千 代 田 町	39	166,711	66.6%	92.7%	87.8%
大 泉 町	155	517,685	65.1%	91.4%	88.6%
邑 楽 町	144	283,889	59.1%	92.4%	87.0%
医 師 国 保	-	-	84.1%	87.1%	86.4%
歯 科 国 保	78	129,545	83.5%	90.1%	88.5%
合 計	9,550	33,917,490	82.9%	92.3%	89.9%

2. 後期

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医 科	調 剤	全 体
広 域 連 合	8,609	54,306,628	83.1%	92.4%	90.1%

※集計対象期間 国 保：令和7年4月審査～令和8年3月審査

後期高齢者：令和7年3月審査～令和8年2月審査

※通知人数及び効果額は、ジェネリック差額通知の委託保険者のみ記載しております。

※通知人数は、差額通知書作成対象者の合計（集約人数）であり、委託保険者にて実際に発送した数ではありません。

※使用割合は、1年間の平均割合です。



第37回国民健康保険 健康ポスターコンクール 作品募集

明るく生き甲斐をもって暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。

このポスターコンクールを通じて、「自分の健康は自分でつくる」という意識を醸成すること、また健康の大切さを自ら認識することを目的に、健康づくりをテーマとするポスターを募集します。

第36回 最優秀作品



小学生低学年の部

館林市立第五小学校2年

おかだ あん
岡田 杏さん



小学生高学年の部

太田市立旭小学校6年

うえまつ あおい
植松 葵さん



中学生の部

高崎市立塚沢中学校2年

やまざき ゆいは
山崎 結葉さん

表彰

入選者には賞状及び副賞を授与します。

小学生 低学年の部

- 最優秀賞… 1点
- 優秀賞…… 7点
- 優良賞……20点

※1年生から3年生まで

小学生 高学年の部

- 最優秀賞… 1点
- 優秀賞…… 7点
- 優良賞……20点

※4年生から6年生まで

中学生の部

- 最優秀賞… 1点
- 優秀賞…… 7点
- 優良賞……30点

入選点数については、応募点数により変更する場合があります。

応募者全員に
記念品をプレゼント



※イラストは昨年度のものです。

詳しい応募方法については、群馬県国民健康保険団体連合会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.gunmakokuho.or.jp>



主催／市町村・群馬県国民健康保険団体連合会 共催／群馬県

後援／群馬県教育委員会・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・上毛新聞社・群馬テレビ・エフエム群馬・NHK前橋放送局

資格確認書等に関する広報ポスター と

被保険者用パンフレット を作成しました！

マイナ保険証／資格確認書による 国民健康保険の受診方法

令和6年12月2日より、国民健康保険の受診にあたっては、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みに移行しました。なお、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が発行されます。

マイナ保険証を「持っている」場合

原則
マイナ保険証で受付

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせ又はマイナポータル上の資格確認画面を窓口で提示

マイナ保険証
or
マイナポータル上の資格確認画面

※マイナ保険証を利用するとさまざまなメリットがあります

- データに基づく良い医療が受けられます
- 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されます
- 確定申告時に医療費控除が簡単にできます

マイナ保険証を「持っていない」場合

資格確認書を窓口で提示

令和8年8月1日から
下地の色が青色から
紫色になります。

※資格確認書は毎年更新されます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

群馬県市町村国民健康保険

資格確認書等に関する広報ポスター

マイナ保険証の有無による国保の受診方法について周知することを目的に、ポスターを作成し、各市町村へ配布いたしました。

医療機関等の窓口にも貼られ、周知に役立てていただいております。



被保険者用パンフレット 「お元気ですか 国民健康保険です」

国保制度等を被保険者の方へ広報することを目的に、パンフレットを作成し、各市町村に配布いたしました。パンフレットの内容は、市町村国保広報会議にて協議を行った市町村の意見を反映して作成しております。

通知に同封したり、市町村窓口で被保険者の方への説明用に活用していただいております。



表紙には第36回国民健康保険健康ポスターコンクール最優秀作品を掲載しています。

詳しい内容については、群馬県国民健康保険団体連合会のホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス】 <https://www.gunmakokuho.or.jp>



群馬県国民健康保険団体連合会

令和9年(2027年)4月採用

新規採用職員 募集



- 応募資格 / 平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
- 採用人員 / 若干名
- 採用職種 / 正規職員
- 勤務時間 / 平日8:30~17:15 (休憩1時間)
- 主な仕事内容 / 審査支払 (国民健康保険・介護保険等)、市町村の保健事業支援等に関する一般事務
- 勤務地 / 群馬県市町村会館 (JR新前橋駅 徒歩約5分)
- 待遇 / 概ね群馬県に準ずる ※詳細は募集要項に記載
- 応募期間 / 令和8年8月1日(土)から8月31日(月)まで (消印有効)
- 応募方法 / 本会指定の受験申込書を本会へ郵送

【 詳細・注意事項等は本会ホームページ掲載の募集要項をご確認ください 】

■ 選考方法 (予定)

区 分	試 験 日	試 験 会 場	試 験 内 容
第一次試験	10月18日(日)	群馬県市町村会館 (前橋市元総社町335番地の8)	職務基礎力試験、 適性検査
第二次試験	11月下旬		論文試験、面接試験

応募先

群馬県国民健康保険団体連合会 総務課

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町335番地の8

群馬県市町村会館 (3階)

本会
ホームページ
へのアクセスは
こちらから



<https://www.gunmakokuho.or.jp/recruit>

こくほ随想②

技術行政としての公衆衛生行政と保健所の活用

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター 理事長 宇都宮 啓



前回、自分が医師免許を持つ行政官である厚生（労働）省医系技官だった事を述べた。

厚労省人事の医系技官は約300人。34万8千人の医師の0.09%。絶滅危惧種のようなが、実は医系技官の歴史は古く、明治6（1873）年、新政府の初代文部省医務局長に就いた相良知安が初めと言われている。2年後に医務局が内務省に移管されると当時医務局長だった長與専齋は衛生局と改称し、そのまま初代衛生局長となった。「衛生」という言葉は、長與が「hygiene」を訳す際に「莊子 庚桑楚篇」から見つけてあてた言葉だ。彼は欧米視察の際、政府に国民の健康保護担当組織があることを知り、「政府による国民の健康保護を日本で新しく始めるのはたやすいが、その元は医学にあるので医者出身でなくてはやれまいと思い、自分の生涯をかけてやり遂げようとした」という旨を述べている。

その後も中央政府では医系技官が存在し公衆衛生行政を担っていたようだが、地方では、特に防疫業務は迅速を要し強制措置も多かったため、その所管が衛生部門と警察部門の間で行き来し、明治26（1893）年から昭和17（1942）年地方官官制等の改正までは警察行政の一部として施行された。また、体力管理、母子衛生等についての各種届出も昭和19年までは全て警察署が扱った。

このような中、昭和12年保健所法が制定され、翌年には保健所業務が開始、内務省から独立する形で厚生省が発足。しかしその後保健所設置が進まず、大正時代以降に設置が始まった各種保健指導施設（公立健康相談所、小児結核予防所、簡易保険健康相談所、健康保険健康相談所）も統合することとした。

その結果、昭和19年には全国に770カ所の保健所が整備され、保健所網が完成した。ただし、健康保険健康相談所については統合できたものの、国保の保健婦（当時）は統合できず国保に残ることとなった。

戦後GHQは、日本の衛生行政には科学技術が浸透しておら

ず、科学技術を根幹とする衛生行政を行うべきとして、厚生省に衛生三局を設置し医師を配置、県に衛生部を設置、そして保健所制度見直し等の改革を行った。

GHQの軍医だったサ姆斯公衆衛生福祉局長は「当時の保健所の基本的機能は衛生教育の助長等だが基本的には診療所。所長は所管している全住民についても地域の衛生状態についても何も知らなかった」という旨を述べている。そこで彼は人口動態統計及び罹病率統計を内閣統計局から厚生省に所管を移し、保健所がそれらに関する調査を行うことにした。また、旧保健所法では医師、薬剤師、保健婦（当時）しか明記されなかった技術系職員に歯科医師、獣医師、栄養士、統計技術者等10職種を加え、地域の公衆衛生行政の技術的総合拠点とした。そして、ロックフェラー財団の援助を受け昭和13年に設立された公衆衛生院を、研究活動主体から公衆衛生業務従事者の養成・教育機関として再開させた。

このように公衆衛生行政は、特に戦後、データや科学技術の知見に基づく行政として発達し、地域では保健所がその中核を担っている。なお、昭和53年より国民健康づくりの施策として国保保健婦の市町村移管が行われ、その後は国保と市町村保健婦（現在は「保健師」）との連携はかなり進んでいるようだ。しかし、保健所設置市以外の市町村では専門職の確保は難しく、データの収集、分析・評価、医師会等保健医療専門職団体との連携等に苦慮しているところも少なくない。

地域保健法では、保健所は地域保健に関する調査・研究、情報データの収集、活用、そして市町村の求めに応じ技術的助言、職員研修その他必要な援助を行うことが業務として明記されている。国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会でも、令和5年より全国保健所長会の委員が加わり、積極的に国保事業に関わっていただいている。

是非保健所との連携またはご活用を！！

記事提供 社会保険出版社

宇都宮 啓氏 プロフィール

【プロフィール】

宇都宮 啓 UTSUNOMIYA OSAMU
■（公財）日本建築衛生管理教育センター 理事長
■（一財）日本食生活協会 代表理事
■（公社）国民健康保険中央会
ヘルスサポート事業運営委員会 委員長
■慶應義塾大学 医学部 客員教授
■千葉大学 医学部附属病院長企画室 特任教授
■岩手医科大学 医学部 客員教授
■聖マリアンナ医科大学 客員教授
■福島県立医科大学 特任教授
■川崎医療福祉大学 客員教授

【学歴】

昭和61年3月 慶應義塾大学医学部 卒業
平成 4年6月 Tulane 大学公衆衛生・熱帯医学大学院 修了

【学位】

医学博士、Master of Public Health

【職歴】

昭和61年4月 厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課
昭和63年4月 岩手県環境保健部保健予防課（岩手県高次救急センターにて臨床研修）
平成元年4月 岩手県 久慈保健所
この間、厚生省、環境庁、世界保健機関（WHO）の各部署を歴任するとともに米国に留学
平成11年8月 厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課長補佐
平成13年1月 厚生労働省健康局総務課長補佐
平成13年7月 厚生労働省大臣官房厚生科学課主任科学技術調整官
平成14年8月 岡山県保健福祉部長
平成16年7月 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長

平成18年9月 厚生労働省医政局研究開発振興課医療機器・情報室長
平成19年4月 厚生労働省大臣官房総務課企画官（保険局併任）
平成21年9月 厚生労働省老健局老人保健課長
平成24年9月 厚生労働省保険局医療課長
平成26年7月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター企画戦略局長・国際医療協力局長
平成28年6月 厚生労働省成田空港検疫所長
平成29年7月 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
平成30年7月 厚生労働省健康局長
平成31年7月 厚生労働省 退官

【近著】

■「要介護にならない！～自立と寝たきりの分岐点、「フレイル」を知る～」フニックスPLUS新書 令和7年
■「病院マネジメントの教科書 病院経営28のソリューション」（共著）ロギカ書房 令和3年

7月・8月・9月の主な行事予定

月	日	行 事
7	2日	理事会
	13日～15日	KDBシステム実機研修会（初任者・活用編）
	17日	第2回特定健診等データ管理システム担当者説明会（Web開催）
	29日	通常総会
	上旬～12月	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業に係る巡回訪問
	下旬	国保運営協議会会長連絡会役員会（書面開催）
	下旬	第1回群馬県保険者協議会集合契約部会（Web開催）
8	18日	第1回保健事業支援・評価委員会 及び フォローアップ会（ハイブリッド開催）
	下旬	特定健診等受診率向上対策事業に係る研修会
9	4日	◎国保税収納率向上対策研修会（ハイブリッド開催）
	上旬	第1回群馬県保険者協議会企画調査部会
	中旬	第1回群馬県保険者協議会保健活動部会

◎は県と共催



編・集・後・記

今回特集した「くわまるプラザ」は各検診室や指導室は保健事業で使用しない時間帯、一般の方にも有料で貸し出しを行っているそうです。学生時代のサークル活動で専ら会場予約係だったので、新しい公共施設の話を知るとテンションが上がります。会議室等を利用する際は施設の職員さんとの信頼関係が大事だと思います。部屋ごとのルール（大きな音出し×、写真のSNS投稿×など）を十分に確認した上での利用をお勧めします。

また新しい施設だけでなく、昔からある公共施設もたいへん魅力的で、建てられた時期によって部屋の形や装飾が凝っていたり、特徴的な設備がある（例：天井にミラーボールがある等）のを見比べるのも楽しいです。

是非お散歩がてら生活地域の行ったことのない公共施設に足を踏み入れたり、趣味の集まりなどで利用してみてください。（A）



こくほ

ぐんまの国保

No.54 2026.夏の号（7月号）

令和8年7月発行

発 行 所 群馬県国民健康保険団体連合会
 群馬県前橋市元総社町335番地の8
 TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼発行人 長谷川 宏史

印 刷 所 ジャーナル印刷株式会社



群馬県国保連合会との共同事業です！

がんサースキャンでできること
人工知能 × マーケティングを活用した
未受診者対策

がんサースキャンが選ばれる理由
全国トップシェアの実績

POINT 1 対象者選定



誰に何を送るべきかを
人工知能で解析する
※特許取得(特許第6548243号)

POINT 2 送り分け



特性に合わせた
受診勧奨資材
(マーケティング技術を駆使したメッセージ)

POINT 3 効果検証



効果検証して次につなげる

全国契約自治体数

弊社事業の導入自治体数

788

令和6年度時点

受診率向上実績

弊社介入自治体の
受診率向上の平均

+2.9pts

令和5年度弊社介入
初年度自治体
法定報告値より

お気軽にご相談ください 株式会社がんサースキャン | ☎ 03-6420-3390 | ✉ info@cancerscan.jp



地域社会に貢献する 情報サービス企業

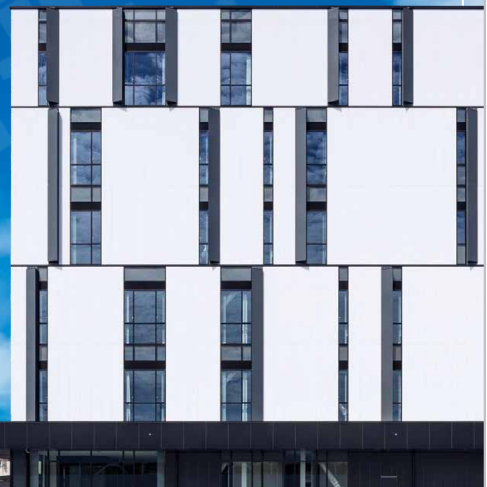
私たちジーシーシーは地方自治体を主要なお客様として
さまざまな情報サービスを提供している企業です。
設立から60年以上にわたって培ってきた行政事務に関する
深い業務ノウハウと最新の開発サポート体制をもとに、
システムの開発から運用管理、データ処理までトータルに
事業を展開しています。

ISO9001認証取得

ISO/IEC27001認証取得

ISO/IEC20000認証取得

プライバシーマーク付与事業者



SOLUTION PARTNER
GCC

株式会社ジーシーシー

本社 〒379-2153 群馬県前橋市上大島町96
(TEL)027-263-1637 (FAX)027-261-1445

